

令和6年6月教育委員会定例会会議事録要旨

- 1 招集年月日 令和6年6月27日（木）午後3時00分 開会

- 2 招集場所 喜多方市役所本庁舎4階 第3委員会室

- 3 出席者
教育長 佐川正人
一番委員 高橋明子
二番委員 長田聡子
三番委員 山口謙太郎
四番委員 遠藤一幸

- 4 出席職員
教育部長 佐藤茂雄
参事兼生涯学習課長 佐藤洋
教育総務課長 真壁由美
学校教育課長 安藤裕明
文化課長 田中勲
中央公民館長 佐藤秀一
教育総務課長補佐 高橋亮慈
学校教育課長補佐 五十嵐健一
学校教育課長補佐 生江紀彦
生涯学習課長補佐 富田真紀
文化課長補佐 福地精治
中央公民館長補佐 田中正文

- 5 閉会 午後5時4分

- 1 開会 午後3時00分、教育長から、6月定例会の開会が告げられた。
- 2 会期の決定 教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。
- 3 書記の指名 教育長から、教育総務課課長補佐が指名された。
- 4 会議録の承認 教育長から、令和6年5月の教育委員会定例会議事録について、その承認の可否を諮ったところ、委員全員に異議なく、これを承認することに決定された。
- 5 報告事項
(1) 行事等の報告
- 教育長が、行事等の報告について説明を求め、教育総務課長が令和6年5月定例会以降の行事について説明した。
- 教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員から意見なく、承認された。
- (2) 教育長の報告
報告第11号 共催及び後援の承認について

教育長が、報告第11号 共催及び後援の承認について説明を求めた。

教育総務課長

報告第11号 共催及び後援の承認について、5月定例会以降、共催4件、後援13件を承認したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告します。

なお、使用名義はいずれも「喜多方市教育委員会」です。内容等は所管課から説明します。

以下について、所管課が説明を行った。

(学校教育課長)

- ・共催1番 事業名「令和6年度 第62回福島県吹奏楽コンクール 第42回会津支部大会」

(参事兼生涯学習課長)

- ・共催2番 事業名「令和6年度耶麻地方市町村スポーツ推進委員協議会総会・実技講習会」

- ・ 共催 3 番 事業名「第 77 回福島県総合スポーツ大会地域スポーツ大会喜多方市予選大会兼耶麻方部大会」
- ・ 共催 4 番 事業名「第 17 回喜多方シティレガッタ」
(学校教育課長)
- ・ 後援 1 番 事業名「映画夢みる給食 サテライト上映会」
- ・ 後援 2 番 事業名「デジタル・ノヴァ・アワード 2024 (小学生プログラミングコンテスト)」
- ・ 後援 3 番 事業名「国際交流&イングリッシュキャンプ」
(参事兼生涯学習課長)
- ・ 後援 4 番 事業名「第 70 回福島県高等学校体育大会会津地区大会」
- ・ 後援 5 番 事業名「第 17 回春季会津大会兼関東大会東北南支部予選会」
- ・ 後援 6 番 事業名「塩川の歴史講話」
- ・ 後援 7 番 事業名「第 33 回会津卯月会美術展」
- ・ 後援 8 番 事業名「2024 喜多方サッカーフェスティバル」
- ・ 後援 9 番 事業名「教育講座ワークショップ 多言語でコミュニケーション、子供も大人も世界に広がる豊かな心を育む。」
- ・ 後援 10 番 事業名「第 61 回喜多方市発明展」
- ・ 後援 11 番 事業名「ダンスムーブメント 2024 第 34 回レオキッツダンススタジオ発表会」
(文化課長)
- ・ 後援 12 番 事業名「第 182 回例会「はめ絵芝居 黄金の実」田中つとむのてんてこ座公演」
- ・ 後援 13 番 事業名「2024 年度一般社団法人日本民俗建築学会第 51 回大会」

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、下記のとおり質疑があった。

長田委員

後援 4 番、5 番について、わかりやすい記載とするため、例えば事業名の後に括弧書きで種目や競技名など記載できないか。

参事兼生涯学習課長

実際に申請のあった事業名を記載しており、詳細は口頭で説明しているところですが、今後、工夫してまいりたい。

長田委員

後援 1 について、本市の学校給食は新規事業の取組やオーガニック・ビレッジとの連携等、大変力を入れている。

私自身もこの映画を見たかったが、以前、事務局では後援・共催事業は市ホームページ等で周知等を行わない旨の回答であっ

学校教育課長

た。何とか知る手段はないのか伺いたい。

申請承認から開催日までの期間が少なく、アナウンスが足りなかった部分があったと感じている。上映会に参加した職員の話では大変充実した内容だったと聞いている。今後、アナウンスのあり方を検討してまいりたい。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、承認された。

報告第12号 喜多方市学校給食共同調理場及び学校給食センター運営委員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命について

教育長が、報告第12号 喜多方市学校給食共同調理場及び学校給食センター運営委員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命について説明を求めた。

学校教育課長

喜多方市学校給食共同調理場及び学校給食センター条例第3条の規定に基づき、解嘱又は解任及び委嘱又は任命したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものです。

解嘱又は解任及び委嘱又は任命した委員はそれぞれ12名であり、委嘱又は任命の期間は令和6年4月1日から令和6年7月28日までとするものです。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、下記のとおり質疑があった。

高橋委員

解嘱委員と委嘱委員の所属校が異なっているが、持ち回りで担当しているのか。

また、委嘱期間が令和6年4月1日から令和6年7月28日までとなっているが、期間について教えて欲しい。

学校教育課長

委員の所属校については、学校関係者の負担軽減の観点から輪番制をとっているところです。

また、委嘱の期限については、4月1日付けの異動等により変更が生じた委員について委嘱を行うもので、期限は前任者の残任期間である7月28日までとなります。

なお、7月29日以降に新たな委員への委嘱等を行う予定です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、承認された。

報告第13号 喜多方市地域学校協働活動推進員の委嘱について

教育長が、報告第13号 喜多方市地域学校協働活動推進員の委嘱について説明を求めた。

参事兼生涯学習課長

喜多方市地域学校協働活動推進員設置要綱に基づき委嘱したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものです。

委嘱した委員は2名であり、委嘱の期間は令和6年6月1日から令和7年3月31日までとするものです。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、承認された。

6 審議事項

議案第13号 喜多方市教育振興基本計画審議会委員の委嘱について

教育長が、議案第13号 喜多方市教育振興基本計画審議会委員の委嘱について説明を求めた。

教育総務課長

喜多方市教育振興基本計画審議会条例第3条の規定に基づき、喜多方市教育振興基本計画審議会委員を委嘱するものです。

委嘱した委員は12名であり、委嘱の期間は委嘱の日から2年間とするものです。

提案理由は、委員の任期満了により、新たに委員を委嘱しようとするものです。

以上です。

教育長から質疑等の意見がないか求めたところ、以下の意見があった。

高橋委員

教育振興基本計画審議会の会議内容と開催数について教えてください。

教育総務課長

主に喜多方市教育振興基本計画に基づく事業の進捗管理について、年3回ほどの会議数を予定しています。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、原案の通り可決された。

議案第14号 喜多方市学校給食共同調理場及び学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について

教育長が、議案第14号 喜多方市学校給食共同調理場及び学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について説明を求めた。

学校教育課長

喜多方市学校給食共同調理場及び学校給食センター条例施行規則の一部を改正するものです。

第5条の表、喜多方市熱塩加納学校給食共同調理場の項中、喜多方市立熱塩小学校及び喜多方市立加納小学校の項を削り、喜多方市立熱塩加納小学校に改めるものであります。

また、附則として、令和7年4月1日から施行したいとするものです。

提案理由は、喜多方市立熱塩小学校及び喜多方市立加納小学校について、令和6年度をもって廃止し、令和7年度から喜多方市立熱塩加納小学校を新設するため、喜多方市学校給食共同調理場及び学校給食センター条例施行規則の一部を改正しようとするものです。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、原案の通り可決された。

議案第15号 議案第15号 喜多方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

教育長が、議案第15号 喜多方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について説明を求めた。

学校教育課長

喜多方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を次のように改正するものです。

別表第1 学校名の欄中、熱塩小学校の項を削り、同表加納小学校の項を熱塩加納小学校とし、通学区域を熱塩加納地区の全ての行政区とするものです。

また、別表第2 第二中学校の項中「新町」の次に「、新道、東四ツ谷の一部の区域、南町、北町、桜町、ひばりが丘、東ひばりが丘」を、「上三宮地区の全ての行政区」の次に「、岩月地区の行政区のうち稲村の一部の区域」を加え、同表第三中学校の項中「喜多方地区の行政区のうち新道、東四ツ谷の一部の区域、南町、北町、桜町、ひばりが丘、東ひばりが丘、岩月地区」を「岩月地区」に改め、「稲村」の次に「の一部の区域」を加えるものです。

附則として、この規則は、令和7年4月1日から施行するものです。

以上です。

教育長から質疑等の意見がないか求めたところ、以下の質問があった。

山口委員

来年4月からの施行ですが、分散進学について、例えば、現在、兄が第三中学校に通っているが、来年、弟が第二中学校に進学となった場合、特例的に兄弟で同じ学校に通うことは可能なのか。それとも、規則通り兄弟で異なる学校に通うことになるのか。

学校教育課長

兄弟がいる場合は、同じ学校への通学も認めることとしております。柔軟に対応していきたいと考えています。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、原案の通り可決された。

議案第16号 喜多方市スポーツ推進委員の委嘱について

教育長が、議案第16号 喜多方市スポーツ推進委員の委嘱について説明を求めた。

参事兼生涯学習課長

喜多方市スポーツ推進委員設置規則第2条の規定に基づき、喜多方市スポーツ推進委員を委嘱するものです。

委嘱候補者は4名で、委嘱の任期は、令和6年7月1日から令和7年3月31日までとするものです。

提案理由は、新たに委嘱しようとするものです。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、原案の通り可決された。

議案第17号 喜多方市美術品収集委員会委員の委嘱について

教育長 教育長が、議案第17号 喜多方市美術品収集委員会委員の委嘱について説明を求めた。

文化課長 喜多方市美術館条例第12条の規定に基づき、喜多方市美術品収集委員会委員を委嘱するものです。

委員候補者は1名で、委嘱の期間は、委嘱の日から令和8年6月23日までとするものです。

提案理由は、新たに委嘱しようとするものです。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、全員に異議なく、原案の通り可決された。

議案第18号 指定管理者再選考に係る募集要項、業務仕様書及び募集公告について

教育長が、議案第18号 指定管理者再選考に係る募集要項、業務仕様書及び募集公告について説明を求めた。

教育総務課長 喜多方市教育委員会が管理する公の施設の指定管理の指定の手續等に関する規則に基づき、喜多方市教育委員会が管理する公の施設について、指定管理者の募集を公告するものです。

提案理由は、喜多方市教育委員会が管理する別紙施設について、令和7年3月31日で指定管理の期間が終了するため、再選定の募集公告をしようとするものです。

以上です。

教育長が、教育総務課所管施設について説明を求めた。

教育総務課長が、資料1「喜多方市厚生会館・喜多方市中央公民館分館」（募集要項、業務仕様書及び募集公告）について説明した。

教育長から質疑等の意見がないか求めたところ、以下の意見があった。

遠藤委員

スケジュールでは、11月に選定結果の公表、12月に市議会での議決とあるが、市議会の議決前に選定結果を公表するのか。

教育総務課長

11月の選定結果の公表は、指定管理者選定委員会における選定結果を公表するものです。

参事兼生涯学習課長

補足として、指定管理者選定委員会の選定は、あくまでも候補者を選定するものです。最終的には議会の議決をもって決定することとなります。

長田委員

過去の指定管理者候補一覧を見ると、指定管理者候補者団体として1団体だけ公表されている。それ以外の候補者は公表されることなく、その1団体だけで決めることとなるのか。

参事兼生涯学習課長

応募団体が複数あった場合は、選定委員会の中で、点数の高い順から第1候補者、第2候補者という形で選定結果を公表します。

高橋委員

指定管理者選定委員会の構成メンバーを教えてください。

参事兼生涯学習課長

要項により、委員長に総務部長、副委員長に会計管理者、委員に企画政策部長、市民部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、教育部長、総合支所長、財政課長となります。

高橋委員

前回の指定期間は5年間でしたが、今回3年間とした理由を教えてください。

教育総務課長

基本は5年間ですが、喜多方市厚生会館・喜多方市中央公民館分館は、ひとづくり・交流拠点複合施設（第二期施設）の整備後に閉館する予定です。このため3年の指定管理期間としたところです。

なお、ただし書として、今後の施設整備状況を踏まえ、指定管理者と市において、指定管理期間の延長、短縮等について協議する旨を記載しているところです。

高橋委員

図書館についても同じですか。

教育総務課長

同じです。

山口委員

厚生会館はかなりの年数が経っている。修繕費を捻出するにも指定管理料も上限額が定められており、受けた方も大変かと思う。修繕費は、「やむを得ないと判断した場合には、市の負担とする」となっているが、前年度の修繕費の実績額を教えてください。

教育総務課長

昨年度に市が支出した修繕費は約 44 万円です。また、指定管理者が行う修繕は、1 件当たり 5 万円未満のものとなります。

高橋委員

これまでの内容から特別に変更した点等があれば教えてください。

教育総務課長

指定期間の変更がこれまでと大きく変わったところです。

他に質問等がないことから、教育長が、生涯学習課所管施設について説明を求めた。

参事兼生涯学習課長が、資料 2「押切川公園体育館ほか（計 6 施設）」（募集要項、業務仕様書及び募集公告）について説明した。

教育長から質疑等の意見がないか求めたところ、以下の意見があった。

高橋委員

学校の水泳授業で市民プールを活用する際、指定管理者は、学校の水泳授業に対して何らかの支援を行うのか。

参事兼生涯学習課長

学校プールの共同利用の件かと思いますが、今年度から第三中学校が水泳の授業で市民プールを利用します。

現在、指定管理者と協議を行っているところですが、学校側は校長を含め教員 3 名体制で市民プールでの水泳授業を行います。

指定管理者側としては、一般利用も行っていることから、市民プールの利用時間と学校の授業時間が同じ時間帯は、指定管理者側で現場確認や安全管理等を行うことができますが、休憩時間など時間帯に差が生じる場合は学校側で対応することとしています。今後も指定管理者と詰めていく必要があります。

なお、地域学校協働活動事業の中で、指導者の派遣等の仕組みづくりも検討してまいりたいと考えているところです。

長田委員 正誤表に関して、申請資格要件中、暴力団員に関する記述が削除されているが、この理由を伺いたい。

参事兼生涯学習課長 暴力団に関する記述を削除した理由は、同じ申請資格要件の項目で「喜多方市建設工事等入札参加資格制限設置要綱に定める措置期間中の団体」の記載があり、当記載には暴力団に関する記述が包含されていることから削除するものです。

山口委員 第三中学校の市民プールの共同利用は、生徒が市民プールに移動して授業を行うということによろしいか。

教育総務課長 第三中学校から市民プールまでバスで移動し、授業を行うこととなります。

山口委員 移動時間を含めると、実際の授業時間を確保するのは難しくないか。

教育総務課長 水泳授業を2時間続けて行うなど、授業時間を工夫して、計画的に取り組む予定です。

他に質問等がないことから、教育長が、文化課所管施設について説明を求めた。

文化課長が、資料3「美術館」（募集要項、業務仕様書及び募集公告）について説明した。

教育長から質疑等の意見がないか求めたところ、以下の意見があった。

高橋委員 企画展の回数について、喜多方市立美術館の規模を見ると、常設展と企画展を同時に開催することが難しく、企画展以外は常設展示会を開催しており、展示替えなど学芸員の方の負担は大きいと再認識したところです。

市美術館は、斎藤清美術館と、猪苗代のはじまりの美術館は意義が異なる美術館ですので、企画展の回数をあわせる必要はないと思います。

また、基本計画に基づいて計画を変更していただいたところが素晴らしいと思います。その点を理解した事業者と契約ができれば良いと思う。これは意見としてお願いします。

他に質問等がないことから、教育長が、中央公民館所管施設について説明を求めた。

中央公民館長が、資料4「図書館」及び資料5「カイギュウランドたかさと」（募集要項、業務仕様書及び募集公告）について説明した。

教育長から質疑等の意見がないか求めたところ、以下の意見があった。

高橋委員 現在の図書館の指定管理者業務と、学校司書の業務委託について関係性はあるのか。

学校教育課長 特にございませぬ。

長田委員 カイギュウランドたかさとの指定期間は5年間であり、図書館や厚生会館の指定期間は3年間となっています。令和9年度に図書館と厚生会館が複合施設に移転する予定であり、その際には郷土民俗資料館はカイギュウランドたかさとに移転すると思われるが、この仕様書の内容で問題はないのか。

中央公民館長 郷土民俗資料館の機能の一部を複合施設へ移転する予定ですが、この機能の一部移転とカイギュウランドたかさとの指定期間とは別の取扱いとなります。

文化課長 郷土民俗資料館の統合関係については、以前、教育委員会定例会の中で方針案をご説明したところです。

現在も継続して検討しており、統合時期が決定したものではありませんので、現時点の内容で示したものとなっています。

長田委員 全体を通してですが、募集要項の「募集の趣旨」で「指定管理者は、これまでの管理委託等と異なり」とありますが、今回が最初の切り替え時期ではないので、この文言が必要かどうかと思いました。

また、施設ごとに募集要項、仕様書、公告の3点を示されていますが、防火管理者の記述について、施設によっては3点すべてに記載され、ある施設は募集要項と公告の2点の記載など、施設によって異なりますが、その考え方について教えてください。

参事兼生涯学習課長 整理し統一させていただきます。

教育長から質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、原案の通り可決された。

7 連絡事項

令和6年度教育委員会会議の開催日程（案）等について

次回の定例会について、教育総務課長が、令和6年7月18日（木）午前10時から開会することを説明した。また、11月7日（木）の定例会会場を熱塩小学校に変更することを説明した。

8 閉会

午後5時4分、教育長から、閉会が告げられた。